

令和7年第3回南幌町議会定例会議事日程（追加）

日程番号	事 件 番 号	事 件 名	結 果
追加 1	発議第15号	OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書の提出について	
追加 2	発議第16号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保とゆたかな学びを求める意見書の提出について	
追加 3	発議第17号	「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	
追加 4	発議第18号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について	
追加 5	発議第19号	有害鳥獣対策の推進を求める意見書の提出について	
追加 6	発議第20号	P F A S（有機フッ素化合物）への対策強化を求める意見書の提出について	

発議第15号

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者 南幌町議会議員 熊木 恵子

賛成者 " 家塚 雅人

 " 石川 康弘

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、OTC類似薬の保険給付のあり方見直しを盛り込みました。OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに、重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療が継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるなど、子どもたちの命と健康を守るための施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようにになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。日本小児科医会からは、保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化のなか子育て支援策として全国的に広がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し子育ての妨害という指摘がされています。

国民の二人に一人が罹患しているといわれている花粉症の患者や、1,000万人を超えている変形性膝関節症の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、すべての国民が必要な医療を受けることができるように、OTC類似薬の保険適用除外を進めないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 各宛

発議第16号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保とゆたかな学びを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者	南幌町議会議員	熊	木	恵	子
賛成者	〃	家	塚	雅	人
	〃	石	川	康	弘

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、30人以下学級など教育予算確保とゆたかな学びを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校において35人以下学級が実現することとなり、26年度からは中学校も引き下げられる方針が示されていますが、高校については依然として検討にとどまっています。

今年度の文部科学省予算では、小学校の教科担任制及び35人学級実現等の教職員定数改善が5,827人であるのに対し、自然減などにより8,803人の減少となっており、実質的な教職員増とはなっていません。早急に30人以下学級を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

24年12月に文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護・準要保護率は、全国で13.66%（7人に1人）、北海道においては全国で8番目に高い17.59%（5.7人に1人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。

また、高等学校等における就学支援金の所得制限は撤廃されることになったものの、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度を拡大させていく必要があります。

さらに、小・中学校の不登校が11年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度に教育内容が複雑化し、教科書のページ数も増加したことが、子どもたちの負担になっていることが指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数精選をはかり、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図る必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多

忙化解消、30人以下学級の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について教育予算の確保・拡充を図るよう要望します。

記

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求める。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。
- 2 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図ること。
- 4 小中高30人以下学級の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、中学・高校への35人以下学級拡大を求める。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちの解決すべき問題を改善するため教職員定数改善や加配教員増員を図るとともに、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 5 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容精選および標準授業時数精選をはかり、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 各宛

発議第17号

「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者 南幌町議会議員 熊木 恵子

賛成者 " 家塚 雅人

 " 石川 康弘

「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

北海道教育委員会は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、公立高等学校配置計画をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村（25年4月現在）あり、高校数は昨年度より3校減りました。「指針（改定版）」には、1学年4～8学級とした学校規模の基準明示が削除となったものの、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満、地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満とした配置の基本的な考え方により、27年度高校配置計画において南茅部高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、25年度から所得制限のない公立高校授業料の実質無償化が始まり、26年度からは加算額が引き上げられることで私立高校授業料も実質無償化となる見通しです。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれにとまなう統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても同様の現象が起こる懸念があります。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは北海道教育委員会が行うべきであり、北海道教育委員会は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色ある取組により新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、都市部への一極集中や地方の切り捨てなど地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

北海道教育委員会は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だ

からこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨に基づき、以下の事項について要望します。

記

- 1 北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、地域合同総合高校の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長 各宛

発議第18号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者	南幌町議会議員	石川康弘
賛成者	〃	家塚雅人
	〃	細川美喜男

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、北海道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靱な地域づくりを進めるためにも、北海道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である北海道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要です。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靱化の取組をより一層推進するため、以下の事項について特段の措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
- 3 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

- 4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
- 7 堤防整備、河道掘削などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 8 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 9 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、
国土強靱化担当大臣 各宛

発議第19号

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者 南幌町議会議員 石川 康 弘

賛成者 " 家塚 雅 人

 " 細川 美喜男

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

近年は自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害が深刻な問題となっています。アライグマなど獣類による家屋や農業施設への侵入、スズメやカラスなど鳥類の糞害、市街地ではカラスがゴミを荒らし、人を襲うなど生活被害も頻発しています。エゾシカによる被害も増大しており、被害は農作物にとどまらず、家畜への病気感染への懸念もされており、人命を守るためにも、これまで以上の対策が急務となります。

安全に安心して暮らす環境を守り、農業の維持・発展のためには、生態系に配慮しつつも有害鳥獣を駆除することは必要です。有害鳥獣の個体数削減には、狩猟や駆除が欠かせませんが、捕獲場所からの鳥獣の長距離移動など、狩猟者の精神的、身体的な負担は大きく、削減目標を樹立しても達成が困難な状況にあります。本町においても、これまでに被害を防ぐための対策を積極的に講じているものの、抜本的な解決に至っていません。

よって、政府及び北海道においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、以下の事項について要望します。

記

- 1 有害鳥獣被害対策の重要性を広く周知し、理解を求める啓発活動を行うこと。
- 2 有害鳥獣の正確な個体数の把握及び個体数管理体制の強化を行うこと。
- 3 狩猟者数の維持確保のため、狩猟者及び猟友会の育成支援の充実を図ること。
- 4 有害鳥獣対策の専門家不足解消のための人材育成と支援を強化すること。
- 5 有害鳥獣対策に要する市町村予算の負担軽減のため、財政措置の拡充を行うこと。
- 6 隣接する市町村が連携して対策を講ずるための制度改正や支援策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、北海道知事 各宛

発議第20号

P F A S（有機フッ素化合物）への対策強化を求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年9月9日提出

提出者	南幌町議会議員	高橋修平
賛成者	〃	家塚雅人
	〃	石川康弘

P F A S（有機フッ素化合物）への対策強化を求める意見書

近年、全国各地でP F A S（有機フッ素化合物）による水質汚染、土壌汚染や人体への蓄積による発がん性等の健康被害の可能性が国内外で問題視されており、特に水道水や農業用水への影響が懸念されています。これらの化学物質は極めて分解されにくく、長期にわたり残留することから永遠の化学物質とも呼ばれ、その有害性が指摘されています。

P F A S問題は、汚染原因者の特定が困難であり、限られた予算及び技術的問題等から関係自治体での対応は極めて困難であります。

よって、国においては、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安が高まっている中、地域住民の安全と安心を確保するため、以下の事項について早急に取り組まれるよう要望します。

記

- 1 全国的な水質調査、土壌調査の実施と情報公開の徹底並びに地域住民が安心して生活できるよう、P F A S検出状況を速やかに公表する体制を整備すること。
- 2 P F A Sに関する規制基準の強化と現行の暫定指針値にとどまらず、科学的知見に基づく厳格な規制値を設定すること。
- 3 農産業・水産業への影響調査、汚染が農業用水や土壌に及んだ場合の影響評価を行い、必要な安全対策を講じること。
- 4 自治体を実施する河川等の水質調査及び風評被害を含む各種取組について、情報提供や助言を行うとともに財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和7年9月 日

北海道南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣 各宛